

**第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品  
及びぼろ**

注

- 1 第 1 節の物品は、紡織用繊維の織物類を製品にしたものに限る。
- 2 第 1 節には、次の物品を含まない。
  - (a) 第 56 類から第 62 類までの物品
  - (b) 第 63.09 項の中古の衣類その他の物品
- 3 第 63.09 項には、次の物品のみを含む。
  - (a) 次の紡織用繊維製の物品
    - ( ) 衣類及び衣類附属品並びにこれらの部分品
    - ( ) 毛布及びひざ掛け
    - ( ) ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン
    - ( ) 室内用品（第 57.01 項から第 57.05 項までのじゆうたん及び第 58.05 項の織物を除く。）
  - (b) 履物及び帽子で、石綿以外の材料のもの  
ただし、第 63.09 項には、(a)又は(b)の物品で次のいずれの要件も満たすもののみを含む。
    - ( ) 使い古したものであることが外観から明らかであること。
    - ( ) ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装で提示すること。